

広島県告示第八百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十年十月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

似島七二八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	字	地番	標柱番号
広島市南区	似島町	家下	六五五番	標柱一号
			七二八番一〇	標柱二号から四号まで及び標柱六号
			六五一番一	標柱五号
			六五四番一	標柱七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

金輪島B地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	字	地番	標柱番号
広島市南区	宇品町	金輪島	一八八番地先道路敷	標柱一号
			一八八番	標柱二号
			一八五番一	標柱三号及び四号
			一八四番七二	標柱五号
			一八五番五	標柱六号
			一八四番一八	標柱七号及び八号

				一八四番一	標柱一〇号
				一八四番四	標柱九号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
落合南七丁目六地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡	市	町	地番	標柱番号
広島市	安佐北区	落合南七丁目	一四六〇番	標柱一号及び一二号
			一四五五番	標柱一号
			一四三四番一	標柱三号
			一四二七番	標柱四号
			一四二八番一	標柱五号
			一四二九番	標柱六号
			一四〇九番地先県道敷	標柱七号
			一四二一番一	標柱八号
			一四五九番	標柱九号及び一〇号
			一四五七番一 一四五七番二	標柱一一号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
桜東地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡	市	町	大字	字	地番	標柱番号
---	---	---	----	---	----	------

福山市					
沼隈町					
能登原					
桜東側					
甲一九五九番	乙一九五八番	四九九番二地先道路敷	五〇一番二	五〇七番	一九九八番一
標柱六号	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号